

一般社団法人日本看護系大学協議会  
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー(JANPU-NP)資格認定細則

**第1章 総則**

第1条 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー(JANPU-NP)資格認定規程(以下、「JANPU-NP 資格認定規程」という。)の施行にあたり、JANPU-NP 資格認定規程第26条により、JANPU-NP 資格認定規程に定められた以外の事項について JANPU-NP 資格認定細則(以下、「細則」という。)に定めるものとする。

**第2章 専門看護分野の特定**

第2条 JANPU-NP の専門看護分野は、高度実践看護師教育課程認定規程第3条第1項に基づいて認定されたナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野とする。

2 新たな専門看護分野のナースプラクティショナー教育課程が認定された場合に、JANPU-NP 資格認定委員会はその専門看護分野を理事会の議を経て JANPU-NP の資格認定分野として特定する。

**第3章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定**

第1節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定委員会

(JANPU-NP 資格認定委員会)

第3条 JANPU-NP 資格認定委員会(以下、「資格認定委員会」という。)は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 委員の構成は、認定分野の専門家を含まなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 資格認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第4条 資格認定委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 決議を要する事項については、出席者の過半数をもって決する。

第5条 資格認定委員会の議事については、議事録を作成する。

(JANPU-NP 資格認定実行委員会)

第6条 資格認定委員会の下に、JANPU-NP の認定審査を実行する JANPU-NP 資格認定実行委員会(以下、「認定実行委員会」という。)を置く。

第7条 認定実行委員会は、認定分野ごとに5名以上の委員をもって構成する。

2 認定実行委員会の委員は、資格認定委員会が選定し、代表理事が委嘱する。

- 3 認定実行委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 認定実行委員会の委員長および副委員長は、委員の互選によって選任する。

第8条 認定実行委員会の委員長は、委員会における審査の経過及び結果を記載した議事録を作成し、審査結果を資格認定委員会に報告する。議事録は保管しなければならない。

第9条 認定実行委員会の委員は、受験者と利害関係のある場合にはその審査を行うことはできない。

第10条 任期中の認定実行委員会委員の氏名は非公開とする。

## 第2節 受験の申請

第11条 受験者は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という。）に、次の各号に定める申請書類と理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格認定審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 看護師免許の写
- (4) 教育機関が発行する履修単位証明書

2 納めた審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

## 第3節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの審査及び認定

(審査方法)

第12条 認定実行委員会は、JANPU-NP 資格認定規程第13条により、受験者に対して書類審査および試験を行う。

2 JANPU-NP 資格認定規程第11条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。

第13条 認定実行委員会は、最終的な審査結果および申請書類を、資格認定委員会に提出し報告する。

第14条 資格認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を代表理事に報告する。

第15条 JANPU-NP の資格認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入するものとする。

第16条 JANPU-NP の資格認定審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

## 第4章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定の更新

第17条 JANPU-NP 資格認定規程第16条により、認定の更新を申請しようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号の全てを満たしていなければならない。

- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること。
- (2) 自らの看護実践能力の開発・向上および教育と研究活動について、資格認定委員会が別途定める基準を満たしていること。

第18条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長が証明する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書

2 納入した審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 資格認定更新の申請期間については、資格認定委員会が別に定める。

第19条 JANPU-NP 資格認定規程第18条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、5年という期間を1年単位で延長することができる。

第20条 JANPU-NP 資格認定更新審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入するものとする。

## 第5章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの再認定

第21条 JANPU-NP 資格認定規程第23条に基づき再認定を受けようとする者（以下、「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第17条の各号をすべて満たしていなければならない。

第22条 再認定申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格再認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長が証明する勤務証明書
- (4) 申請時において過去5年間の看護実績報告書

第23条 JANPU-NP の資格再認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

## 第6章 細則の変更

第24条 この細則は、資格認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、2019年3月22日から施行する。